

民法改正対策セミナー

『民法改正が住宅業界に与える影響と対策について』

2年後に施行される改正民法とは何なのか、また住宅業界が今後とるべき法的な備えについて、関連する法律や最新の動向も踏まえてお話しいたします。

- 民法改正を学ぶことは
 - 取引ルールを学ぶことにつながる
- 瑕疵担保責任に関する改正のポイント
- 民法改正が住宅業界に与える影響
 - 工期遅延による責任の立証方法が変わる
- 軽微瑕疵に関する民法634条1項但し書きの削除
- 民法改正によって建築裁判の数は激減するか？
- 請負契約の解除を否定していた
 - 民法635条但し書きの削除
- 保証期間の見直しの必要性
 - 民法改正で変わる時効制度
- 築20年超も賠償請求リスク
 - 消費者側弁護士見解は、20年超の物件においても損害賠償請求してくるという姿勢
- 契約書・契約約款整備の時期
- 改正で、保証制度が変わる

※講演内容は一部変更になる場合がありますが、ご了承ください。

■講師
弁護士
秋野 卓生



弁護士法人匠総合法律事務所代表社員弁護士として、住宅・建築・土木・設計・不動産に関する紛争処理に多く関与している。2017年度、慶應義塾大学法科大学院教員（担当科目：法曹倫理）。2018年度より慶應義塾大学法学部教員に就任（担当科目：法学演習（民法））。管理建築士講習テキストの建築士法・その他関係法令に関する科目等の執筆をするなど、多くの執筆・著書がある。